

## 教職員の懲戒処分について

令和3年9月7日付けで行いました教職員の懲戒処分を下記のとおり報告します。

### 記

処分日	被処分者	処分内容	事案概要
R3.9.7	市町立小学校事務職員	免職	勤務校においてP T A会計、修学旅行等積立金会計、学年費会計および同僚会会計から総額約170万円を着服した。
R3.9.7	市町立小学校校長	戒告	勤務校において、P T A会計、修学旅行等積立金会計および学年費会計の不適切な管理等により、事務職員が当該会計から金員を着服するという事案を発生させた。
R3.9.7	市町立中学校校長	戒告	令和元年度の勤務校において、P T A会計、修学旅行等積立金会計および学年費会計の不適切な管理等により、事務職員が当該会計から金員を着服するという事案を発生させた。
R3.9.7	県立高等学校校長	減給1/10 3月	勤務校の教員に対し、次のようなパワーハラスメント行為を行った。 ①教科指導のあり方について指導した際、合理性を欠いた厳しい責任追及や理不尽な発言を行い、精神的負荷を与え特別休暇を取得するに至らせた。 ②学校行事について指導した際、必要以上に厳しい叱責や侮辱的な発言を行った。